



雇児母発0326第1号
平成22年3月26日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
母子保健課 長



児童福祉施設の在所者等に係る医療の給付における
受給者(児童(者))番号の設定について

児童福祉施設の在所者等に係る医療の給付における受給者(児童(者))番号の設定については、「診療報酬等請求事務の簡素化に伴う育成医療費等公費負担医療の取り扱いについて」(昭和49年10月14日児企第46号厚生省児童家庭局企画課長・母子衛生課長連名通知)により定められているところであるが、今般、この通知の第2の3(2)アを下記のとおり改正し、平成21年4月1日から適用することとしたので、ご了知のうえ関係機関への周知を図られたい。

記

第2の3 (2) 受給者(児童(者))番号の設定方法のうち、アを

ア 施設等番号は、次の表に定める施設等区分及び番号帯区分により、若い番号から順次設定することとし、使用しないけたには「0」を附すること。

施設等区分	番号帯	施設等区分	番号帯
児童養護施設	001～100	肢体不自由児施設収容部	171～180
児童自立支援施設	101～110	国立療養所(肢体不自由児)	181～190
知的障害児施設	111～150	〃(重症心身障害児)	191～200
盲児施設	151～160	重症心身障害児施設	201～210
ろうあ児施設	161～170	ファミリーホーム	211～220
情緒障害児短期治療施設	221～230	里親	501～700
乳児院	231～280	※知的障害者援護施設	701～899
肢体不自由児施設通園部	281～300	福祉施設(国立のぞみの園)	900
助産施設	301～500	一時保護所	901～999

※ 通所施設を除く。

番号帯(211～220)については、平成21年度より創設された「小規模住居型児童養育事業所」(ファミリーホーム)の番号として使用すること。

と変更する。